

人 企 一 9 6 6

令和4年7月26日

各府省事務次官

各外局の長

各行政執行法人の長

殿

人 事 院 事 務 総 長

「任期付職員の採用及び給与の特例の運用について」の一部改正について（通知）

「任期付職員の採用及び給与の特例の運用について（平成12年11月27日任企一590）」の一部を下記のとおり改正したので、令和4年7月26日以降は、これによってください。

なお、この通知による改正後の「任期付職員の採用及び給与の特例の運用について」（以下「改正後の通知」という。）任期付職員法第6条関係第2項第3号又は第4号に該当する場合の同項の規定の適用について、同日前に一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号）第3条第1項又は第2項の規定により採用された職員（採用された日に改正後の通知任期付職員法第3条及び規則第2条関係第4項又は第7項の規定を適用するとしたならばその採用をこれらの規定により人事院の承認があったものとして取り扱うことができるものに限る。）は、改正後の通知任期付職員法第6条関係第2項第3号又は第4号に規定する人事院の承認があったものとして取り扱った者に含まれるものとして、同項の規定を適用することができるものとします。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>任期付職員法第3条及び規則第2条 関係</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 任期付職員法第3条第1項の規定により任期を定めた採用を行う場合で、次の各号のいずれにも該当するときは、当該採用について同項の規定による人事院の承認があったものとして取り扱うことができる。この場合において、当該採用に係る官職が人事院規則8—12（職員の任免）（以下「規則8—12」という。）第18条第3項に規定する特定官職であるときは、当該採用に係る選考について同項の規定による人事院との協議が成立したものとして取り扱うことができる。</p>	<p>任期付職員法第3条及び規則第2条 関係</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 任期付職員法第3条第1項の規定により任期を定めた採用を行う場合で、次の各号のいずれにも該当するときは、当該採用について同項の規定による人事院の承認があったものとして取り扱うことができる。この場合において、当該採用に係る官職が人事院規則8—12（職員の任免）（以下「規則8—12」という。）第18条第3項に規定する特定官職であるときは、当該採用に係る選考について同項の規定による人事院との協議が成立したものとして取り扱うことができる。</p>

一 採用予定者が、次のいずれかに該当すること。

(1) 弁護士又は公認会計士でその実務を通じて得た高度の専門的な知識経験を有するものであり、かつ、その従事する業務に必要な高度の専門的な知識経験を有していることが、その者の弁護士又は公認会計士の資格

一 採用予定者が、弁護士若しくは公認会計士でその実務を通じて得た高度の専門的な知識経験を有するもの又は大学の教員若しくは研究所の研究員で特定の分野において高く評価される実績を挙げたものであり、かつ、その従事する業務に必要な高度の専門的な知識経験を有していることが、その者の弁護士若しくは公認会計士の資格を有するものとしての実績又は大学の教員若しくは研究所の研究員の論文、学会発表等を含む国内外の大学、研究所等における活動実績により明らかであること。

(新設)

を有するものとしての実績により明らかであること。

(2) 大学の教員又は研究所の  
研究員で特定の分野において高く評価される実績を挙げたものであり、かつ、その  
従事する業務に必要な高度の専門的な知識経験を有していることが、その者の  
大学の教員又は研究所の研究員としての論文、学会発表等を含む国内外の大学、  
研究所等における活動実績により明らかであること。

(新設)

(3) 次のいずれかに該当すること。

(新設)

イ 情報システム又はサイ  
バーセキュリティに関する業務に従事していた者  
であり、かつ、その従事する業務に必要な高度の  
専門的な知識経験を有していることが、独立行政  
法人情報処理推進機構の  
ITスキル標準において  
レベル4以上と評価され

(新設)

ることにより明らかであること。

ロ 情報システムの実務を通じて得た高度の専門的な知識経験を有する者であって、情報システムの構築又は運用のプロジェクト（10人以上の組織で実施されるものに限る。）の責任者の業務に3年以上従事した経験を有しているものであること。

(新設)

ハ CEH (International Council of E-Commerce Consultants が認定する Certified Ethical Hacker をいう。) 、 C I S S P ( International Information Systems Security Certification Consortium が認定する Certified Information Systems Security Professional をい

(新設)

う。)、CISA  
(Information Systems  
Audit and Control  
Association が認定する  
Certified Information  
Systems Auditor をい  
う。)、CISM  
(Information Systems  
Audit and Control  
Association が認定する  
Certified Information  
Security Manager をい  
う。) 若しくは特定非営  
利活動法人日本セキュリ  
ティ監査協会が認定する  
公認情報セキュリティ監  
査人(公認情報セキュリ  
ティ主任監査人又は公認  
情報セキュリティ監査人  
に限る。) の資格を有  
し、又は情報処理の促進  
に関する法律(昭和45  
年法律第90号)第9条  
第1項に規定する情報処  
理安全確保支援士試験若  
しくは情報処理の促進に

関する法律施行規則（平成28年経済産業省令第102号）第3条第2項第3号に規定する高度試験のいずれかに合格している者であって、サイバーセキュリティに関する業務に3年以上従事した経歴を有しているものであること。

二～五 （略）

六 選考が、規則8—12第19条に規定する官職に係る能力及び適性（当該採用に係る官職が本省の課長の職制上の段階（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第34条第2項に規定する標準的な官職が、標準的な官職を定める政令（平成21年政令第30号）本則の表1の項第2欄第1号に掲げる部局又は機関等に存する同項第3欄第4号に掲げる職制上の段階又はこれと同等の職制上の段階をいう。第7項第1号及び第7号

二～五 （略）

六 選考が、規則8—12第19条に規定する官職に係る能力及び適性の有無を的確に判定し得る複数の者によって構成される選考委員会の審査を経て行われていること。

において同じ。) 又はこれより上位の職制上の段階に属するものである場合にあっては、当該採用に係る官職の職務遂行に必要とされる管理的又は監督的能力を含む。) の有無を的確に判定し得る複数の者によって構成される選考委員会の審査を経て行われていること。

七 (略)

5・6 (略)

7 任期付職員法第3条第2項の規定により任期を定めた採用を行う場合で、次の各号のいずれにも該当するときは、当該採用について同項の規定による人事院の承認があったものとして取り扱うことができる。この場合において、当該採用に係る官職が規則8—12第18条第3項に規定する特定官職であるときは、当該採用に係る選考について同項の規定による人事院との協議が成立したものとして取り扱うことができる。

七 (略)

5・6 (略)

7 任期付職員法第3条第2項の規定により任期を定めた採用を行う場合で、次の各号のいずれにも該当するときは、当該採用について同項の規定による人事院の承認があったものとして取り扱うことができる。

一 当該採用に係る官職が本省の課長の職制上の段階より上位の職制上の段階に属するものでないこと。

二～六 (略)

七 選考が、規則 8—12 第 19 条に規定する官職に係る能力及び適性（当該採用に係る官職が本省の課長の職制上の段階に属するものである場合にあっては、当該採用に係る官職の職務遂行に必要とされる管理的又は監督的能力を含む。）の有無を的確に判定し得る複数の者によって構成される選考委員会の審査を経て行われていること。

一 本省の課長補佐（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 34 条第 2 項に規定する標準的な官職が、標準的な官職を定める政令（平成 21 年政令第 30 号）本則の表 1 の項第 2 欄第 1 号に掲げる部局又は機関等に存する同項第 3 欄第 6 号に掲げる職制上の段階又はこれと同等の職制上の段階をいう。）より上位の職制上の段階に属する官職への採用でないこと。

二～六 (略)

七 選考が、規則 8—12 第 19 条に規定する官職に係る能力及び適性の有無を的確に判定し得る複数の者によって構成される選考委員会の審査を経て行われていること。

<p>八 <u>規則 8—1 2 第 7 条第 1 項</u>  <u>に規定する特定官職への採用</u>  <u>の場合には、当該採用の予定</u>  <u>日前 2 年以内の期間において</u>  <u>採用予定者が刑事事件に関し</u>  <u>起訴されていないこと。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>8 任命権者は、前項の規定により任期を定めた採用について任期付職員法第 3 条第 2 項の規定による人事院の承認があったものとして取り扱った場合には、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した実施状況報告書を人事院事務総長に提出するものとする。</p>	<p>8 任命権者は、前項の規定により任期を定めた採用について任期付職員法第 3 条第 2 項の規定による人事院の承認があったものとして取り扱った場合には、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した実施状況報告書を人事院事務総長に提出するものとする。</p>
<p>一～八 (略)</p>	<p>一～八 (略)</p>
<p>九 <u>当該官職が規則 8—1 2 第</u>  <u>7 条第 1 項に規定する特定官</u>  <u>職である場合は、採用前 2 年</u>  <u>以内の期間における刑事事件</u>  <u>に関する起訴の有無</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>9・10 (略)</p>	<p>9・10 (略)</p>

以 上